



産業廃棄物処分業許可証

住 所 京都府長岡京市神足落述1番地

氏 名 京都有機質資源株式会社
代表取締役 高野 中也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府乙訓保健所長 三沢 あき子



許可の年月日 平成25年5月8日

許可の有効年月日 平成30年4月17日

1. 事業の範囲

<中間処理業（飼料化）>

①動植物性残さ

以上1種類（特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（肥料化）>

①汚泥（有機性汚泥に限る。）

②動植物性残さ（汚泥から肥料を製造するために必要なものに限る。）

以上2種類（特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

<中間処理業（油水分離）>

①廃油（廃食用油に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	飼料化施設	肥料化施設	油水分離施設
設置場所	京都府長岡京市神足落述1番ほか3筆		
設置年月日	平成15年4月1日	平成15年4月1日	平成21年1月16日
処理能力	126t/日（24時間）	18t/日（8時間） （汚泥の乾燥施設19.1m ³ /日）	1m ³ /日（24時間）
許可年月日			平成14年11月28日
許可番号			4循第9号の3

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年4月18日：当初許可

平成20年7月7日：更新許可

平成21年1月29日：変更許可（処理方法の追加：油水分離）

平成25年5月8日：更新許可

平成27年4月28日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

平成28年6月22日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無